

社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ～ 令和 9年 3月 31日

2. 当法人の課題

課題1： 全職員の約80%を女性が占め活躍しているが、女性職員比率に比べて管理職比率が低い

課題2： 全職員の有給休暇取得率が低い

3. 目標

- ・ 管理職に占める女性職員の割合を20%以上とする
- ・ 年次有給休暇の取得日数を1人あたり年間平均7日以上とする

4. 取組内容と実施時期

取組1： 全職員のキャリア形成に対する意識を醸成し、管理職となる人材の育成を行う

- 令和 4年 4月～ 管理職候補となる職員に対して管理職育成研修（外部研修を含む）を実施する
- 令和 4年 10月～ 管理職育成計画の見直し・整備を行う
管理職登用への規定（内規）を整備する

取組2： 年次有給休暇の取得について実態を把握し、取得促進のための取組を開始する

- 令和 4年 4月～ 各事業所ごとの職員の有給休暇取得率をデータ化し、実態分析と検討を開始する
- 令和 4年 8月～ 計画的な取得促進に向けた管理責任者研修を実施する
有休取得状況の取りまとめなど、各事業所ごとの管理体制を整える
- 令和 4年 10月～ 有給休暇取得率向上計画を策定し、各事業所ごとに取組結果を振り返り、目標達成に向けた計画の見直しを行う